

秩父市農業委員会 令和2年 第12回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和2年12月21日(月) 午後2時05分から
同 日 午後2時55分まで
- 2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	1番	条 東 男
会長職務代理者	3番	長谷川 満
会長職務代理者	7番	横 田 友
委 員	2番	上 井 克 彦
委 員	4番	加 藤 勝 市
委 員	5番	笠 原 倍 吉
委 員	6番	彦久保 利 平
委 員	8番	黒 澤 昌 治
委 員	9番	青 野 孝 司
委 員	10番	新 田 恭 一
委 員	11番	長 島 秀 明
委 員	12番	豊 田 恵 男
委 員	13番	設 楽 治 男

4 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第68号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

(2件)

- 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)
 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について (1件)
 議案第72号 農用地利用配分計画の意見について (1件)
 議案第73号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断
 について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

第1区域	吉川	稔	松澤	眞一
第2区域	倉林	幸男	大久保	勝
第3区域	田口	俊夫	小久保	健司
第4区域	齊藤	稔	富田	典孝
第5区域	新井	明弘	木村	初枝
第5区域	高田	忠一	新舟	文男
第6区域	千島	初夫	木村	雄一

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上林	晃	参与	高野	明生
主事	岩田	直樹	主席主幹	新井	幸男
主幹	加藤	和彦			

7 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(糸会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(糸会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長（会長） 本日は全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会
会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指
名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。
12番 豊田 恵男 委員 及び 13番 設楽 治男 委員以上のお二人にお願いいた
します。なお、本日の会議書記には、事務局職員の新井主席主幹及び岩田主事
を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回
総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしました
ので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。1の「農地法第18条第6項の規定に
よる通知の受理について」ですが、番号1・番号2・番号3は、農地中間管理
事業を利用するための合意解約となります。内容を審査しましたところ、いず
れも解約することについて、合意が成立した日から30日以内に通知をしてお
り、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。

したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないも
のと判断し、会長専決により受理いたしました。

なお、それぞれの内容につきましては、番号1は、第10回定例総会でご審
議いただいた議案第60号並びに第61号の農用地の利用集積及び配分に基づ
くもので、番号2は、農地中間管理機構の特例事業を活用するもので、番号3
は、土地所有者が自ら耕作をするためのものでございます。

諸報告は以上です。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告
をいたさせます。

上林事務局長 それでは、令和2年 第12回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第68号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて が2件、議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について が6件、議案第71号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第72号 農用地利用配分計画の意見について が1件、議案第73号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について が1件、以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第68号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)

議長（糸会長） これより議案の審議に入ります。議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたせます。

上林事務局長 議案第68号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっております。1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第1

7条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。

私からは番号1について説明します。申出地は、品沢字宮沢、川向、坊ヶ平田、畑計8筆4697㎡です。案内図の1ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、8筆が品沢地区内の3か所に点在しており、昭和53年に相続により取得した土地です。

当申出地の所有者は高齢で、現在は特別養護老人ホームに入居しており、また農業後継者もありません。将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

現地を確認したところ、大部分が保全管理された農地となっております。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

新井主席主幹 つづきまして番号2について説明をします。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、上吉田字三島ノ前畑1筆542㎡を設定するものです。

案内図の2ページをご覧ください。申出の所在につきましては、吉田元気村から南東約970mに位置しており、平成4年に相続により取得した土地です。

農地の所有者は相続で取得したものの遠方に居住しているため耕作することができないという理由から、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

現地を確認したところ、ネギが栽培された様子が見られ、確認すると現在は90歳になる申請者の母親が畑の管理をしているということです。しかし、高齢になり畑をやるのも大変になってきたということです。

申請地内には、かつて養蚕を行っていたという約60平方メートルほどの農業用倉庫が建っており、農具などがおいてあります。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当

農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（黒沢委員） 先日、担当職員、担当推進委員と3人で現地を確認してまいりました。畑も草刈がされており、きれいに管理されていることから、特に問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

4区（齊藤推進委員） 事務局・農業委員さんの報告のとおりです。特に問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

6番（彦久保委員） 先日、担当職員、担当推進委員と3人で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおりで、現地はネギを栽培したり、花を植えたりされてました。耕作者にも聞き取りできましたが、高齢になって耕作も難しくなってきたとのことでした。ご審議よろしく申し上げます。

5区（新井推進委員） 農業委員さんから詳細に説明をいただいたとおりです。現地は特に問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第68号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、可決することに決しました。

議案第69号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

新井主席主幹 番号1について説明します。

本件は、令和2年第11回定例総会において審議いただいた「議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規程に基づき決定された、下吉田 字 小暮 畑 1筆 406㎡について、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したことから、このたびの申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成元年に売買により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。土地の所在につきましては、釜ノ上農園村交差点から南約650mに位置しています。

譲受人は申請地の南側に約30mのところに住んでいます。今まで譲受人は夫婦で、譲渡人の夫と一緒に申請地で耕作を行ってきました。しかし、譲渡人の夫が体調を崩し、耕作することができなくなり、また、譲渡人本人も足が悪く畑ができないことから、いままで一緒に耕作を行ってきた譲受人に譲りたいと今回の申請になりました。なお、譲受人の妻は譲渡人の夫の実の姉になります。

軽トラックと耕運機をそれぞれ1台所有しています。作付計画では、自家用野菜としてねぎ、ホウレンソウ、白菜、人参等を栽培する予定になっています。

現地を確認したところ、ねぎ、大根、ホウレンソウなどが植えられていました。説明は以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番（上井委員） 概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、ネギ等の野菜が作付してありました。問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

5区（新舟推進委員） 概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第69号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第70号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （6件）

議長（衆会長） 次に、議案第号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

高野参与 それでは、番号1から順次説明いたします。

はじめに、番号1ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 2筆 371平方メートルで、影森福祉交流センターの北北東190メートル付近に位置し、平成28年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたことから自己用住宅を建築したいとして申請されたものです。設計図、資金計画等も整っており、隣接する農地は譲渡人のみで問題は無いと考えます。現地を確認したところ保全管理の農地でした。

次に、番号2について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 281平方メートルで、影森福祉交流センターの東北東200メートル付近に位置し、昭和57年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の社宅に居住していますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭になってきたことから自己用住宅を新築したいとして申請されたものです。事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からは農地転用に当たっての承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。現地を確認したところ保全管理の農地でした。

次に、番号3について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 1筆 261平方メートルで、秩父二中の西南西480メートル付近に位置し、平成7年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の県営住宅にて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたことから自己用住宅を建築したいとし

て申請されたものです。設計図、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からは農地転用に当たっての承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。現地を確認したところ不耕作地でした。

次に番号4について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・1筆・491平方メートルで、昭和49年に相続により取得した土地です。案内図7ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立原谷小学校の北約750メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、建売住宅用地です。譲受人は、市内上宮地町に本店を置き、建築工事、不動産業を主な目的としている法人です。

申請地は、譲渡人が高齢で休耕地となっており、周囲が住宅地で市内への交通の便も良く小学校、スーパー等の生活に必要な施設も近くにあることから住宅地に適しているとして、譲受人がここを譲り受け、ここに建売住宅2棟を建築し販売したいとして転用申請されました。

事業計画、資金調達計画は整っており、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付され、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。現地を調査したところ、保全管理した農地となっております。

次に番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。申請地は、山田字上矢追（かみやおい）・田・2筆・501平方メートルで、平成11年に相続により取得した土地です。

案内図8ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠中学校から南南西に約800m付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、駐車場用地です。譲受人は、本申請地の隣接地に主たる事務所を置く宗教法人で、現在、本寺院の駐車場は、境内から200m程度離れたバス用駐車場1箇所と60m程度離れた普通車輛用駐車場の2カ所を借用しております。最近では高齢者・障がい者の方の参拝の方も多くなり、利便性の向上や安全にお参りできるようにと考えていたところ、譲渡人より境内に隣接した本申請地を譲っていただける話となり、買い受けての利用を考え、このたびの申請に至ったとのことです。事業計画は、造成整地を行ない、障がい者用駐車2台を含む17台の参拝者及び寺の檀家等の駐車場の計画となっております。

資金調達計画も整っております。申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。現地を調査したところ、不耕作地となっております。

次に番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字下原（しもはら）・畑・1筆・39平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。案内図9ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立高篠小学校の北約750メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、住宅敷地の拡張です。申請地は譲受人が居住する敷地と市道の間であり、昭和44年頃より住宅への進入路等の一部として利用されてきました。この度、譲渡人と申請地の売買について合意となりましたが、農地転用の許可を受けていない農地であることが判明し、今後も住宅用地への進入路として必要であることから、農地に戻すことは難しく、始末書添付のうえ申請されたものです。

資金調達計画は整っております。申請地に隣接する農地が一筆ありますが、秩父市の市道高篠230号線の市道内民地で、現況も道路となっております。管理する市道路管理課とへ寄付予定で協議中となっております。現地を調査したところ、申請地は住宅地の進入路等として使用されており、舗装及び砂利敷設がされておりました。以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（長谷川委員） 番号1について申し上げます。事務局の説明のとおりです。この地域は畑と新築住宅が混在している地域です。周囲にも保全管理の畑が多いところですので。自己用住宅ということなので、特に問題はないと判断をします。

番号2についても、番号1と100m程度離れております。数年前まで耕作されておりましたが、ここ1年ほど前から保全管理状態となっていました。特に問題はないと判断をします。

番号3についても事務局の説明のとおりで、墓地の周りにある耕作地でしたが、自己用住宅ということで、特に問題はないと判断をしました。

みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

9番（青野委員） 番号4について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局から説明のとおりです。この地域は数か月間連続して5条申請がなされ

るなど、非常に宅地化が進んでおります。今回の申請もやむを得ないと判断を
しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

10番（新田委員） 番号5について意見を申し上げます。概要につきましては
事務局の説明のとおりです。事務局職員と現地を確認しましたが、不耕作地と
して何年も利用されていない土地です。後継者もなく今後も耕作は期待できな
いとのことです。また札所の目の前ということで、参拝者の駐車場用地として
譲り渡すとのことですが、やむを得ないと判断をしました。

ご審議よろしくお願ひします。

7番（横田委員） 番号6についてですが、概要は事務局の説明のとおりです。
日ごろ進入路として利用していたとのことでございます。この面積を耕作する
ことも無理だと思ひますので、やむを得ないと判断をしました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺い
ます。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありますか。

2番（上井委員） 番号3の進入道はどういうふうになっていますか。

高野参与 案内図6ページで説明をしますと、申請地の右側に2戸の住宅があり
ますが、その間下側の道路を共有して利用します。

7番（横田委員） 番号2ですが、申請地の両隣は畑として残りますか。また作
付予定はありますか。

（休憩）

高野参与 案内図5ページで説明をしますと、申請地右側については令和元年に
自己用住宅用地として農地転用の許可済です。左側は保全管理の農地です。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。こ
れより採決をいたします。議案第70号について、賛成をする諸君の挙手を求
めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を
相当とすることに決しました。

議案第71号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第71号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 それでは、番号1について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年12月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、小柱 字 中原 田 1筆 1097㎡です。

土地の所在につきましては、案内図の10ページをご覧ください。申請地は、小柱農村集落センターから南西に約200m離れた場所にあり、周辺は令和2年9月総会議案第53号番号1、議案第54号番号1で審議いただいた農用地利用集積計画、農用地利用配分計画において審議、決定いただいた農地に囲まれています。利用権を設定する期間は、令和3年3月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番(設楽委員) 概要は事務局の説明のとおりで、貸付人はまだ相続をされていないようですが、相続人になれる全員が承諾をしているとのことで、特に問題はないと判断をします。前回同様に、大変良い施策と思います。

みなさんのご審議のほどよろしく申し上げます。

4区(富田推進委員) 担当職員並びに担当委員からの説明のとおりで、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(衆会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(衆会長) 質疑又は意見はありますか。

(「無し」という人あり)

議長（会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第71号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第72号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長（会長） 次に、議案第72号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年12月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第71号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

計画につきましては、小柱地内に住む認定農業者が従前と同じく水田として利用する計画になっています。賃借期間については、令和3年3月1日より10年間で、使用貸借権の設定のため、賃料はかかりません。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（設楽委員） 先ほどの議案71号と関連する事項ですが、配分を受ける担い手は農業に熱心な人ですので、問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

4区（富田推進委員） 議案71号と同様に、特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に

対する意見を伺います。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

9番（青野委員） 議案名ですが、「意見について（案）」とありますが、議案自体がすでに（案）になるので、議案名に（案）はいらないのでないか。

上林事務局長 ご指摘いただきありがとうございます。その通りでございますので、次回から正しい議案名に訂正をいたします。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第72号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第73号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第73号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第73号番号1について説明をいたします。

議案書の9ページをご覧ください。下吉田 字 新田原内南 畑1筆 614㎡の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり、反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。ご審議をよろしく申し上げます

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

6番（彦久保委員） 先ほど担当職員から説明があったとおりです。現地は周りを山に囲まれ、また日が当たらないような場所です。農地に復元することは不可能な状態であると判断をしてみました。ご審議よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番（設楽委員） 案内図でもあればいいのですが、廃棄物の処理場ができるとかの心配はないでしょうか。

新井主席主幹 廃棄物の処理場ができるかどうかの判断はわかりません。現状の状態が農地か否かの判断をさせてもらっております。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第73号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断をすることに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第12回定例総会を閉会いたします。